

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所
株式会社八洲建築設計事務所
青森県青森市松原 3-14-13
2. 指名停止措置期間
令和 8 年 4 月 9 日から令和 8 年 6 月 8 日まで（2 ヶ月）
3. 指名停止措置の範囲
東北森林管理局管内
4. 事 実 概 要
株式会社八洲建築設計事務所は、青森県が発注した設計業務において、過失により業務を粗雑に行ったとして青森県より 2 ヶ月の指名停止措置を受けた。
5. 指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（不正又は不誠実な行為）第 16 号に該当する事実とし、契約の相手方として不適当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通 5-9-16
総務企画部 経理課長 山田 清美 電話 018-836-2070